〇農林水産省告示第千九百四十一号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第

七号(オーストラリア連邦産ケンジントン種のマンゴウの生果実に係る農林水産省告示第千四百四十七号(オーストラリア連邦産ケンジントン種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)の一部を次のように改正する。平成十七年十二月十六日 農林水産大臣臨時代理 農林水産大臣臨時代理 展林水産大臣臨時代理 高の一の検査及び四の消毒が行われた生果実の各こん包、束ねたこん包又はこん包が収容されたコンテナーには、輸出植物検疫が終了してれたコンテナーには、輸出植物検疫が終了している旨及び仕向け地が日本である旨の表示がなされていること。

報